

公 示

下記のとおり公示します。

令和 8 年 2 月 25 日

全国健康保険協会岐阜支部
支部長 豊田 正康

1. 公示に付する事項

令和 8 年度 被保険者に対する特定保健指導の(検診車) 遠隔面談分割実施に係る業務委託

2. 契約期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 履行場所

「募集要項・仕様書」による。

4. 応募する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜支部と契約している生活習慣病予防健診実施機関であること。
- (3) 検診車を保有していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 官公庁から業務等に関し指名停止を受けている健診機関でないこと。
- (6) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可が受けられないときは、履行期限の変更または契約不成立があり得ることを了承するものであること。
- (7) その他「募集要項」等による。

5. 契約候補者の選定

「募集要項」等に基づき提出された実施計画等について評価を行い、契約者を選定する。

6. 募集要項・仕様書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時：令和8年2月25日（水）～令和8年3月11日（水）
9時～17時まで
- (2) 場所：岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル14階
全国健康保険協会岐阜支部 保健グループ

7. 実施計画等の提出期限

- (1) 提出期限：令和8年3月12日（木）17時00分
- (2) 提出先：下記の「本件担当、連絡先」と同じ
- (3) 提出方法：持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、上記7（1）の期限までに必着とする。

8. 提出書類の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者、その他の条件に違反した者の実施計画等提出書類は、無効とする。

9. その他

詳細は募集要項・仕様書等による。

【本件担当・連絡先】

〒500-8667

岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル14階

全国健康保険協会岐阜支部

保健グループ 塚本（つかもと）

TEL：058-255-5155（音声案内②）

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。